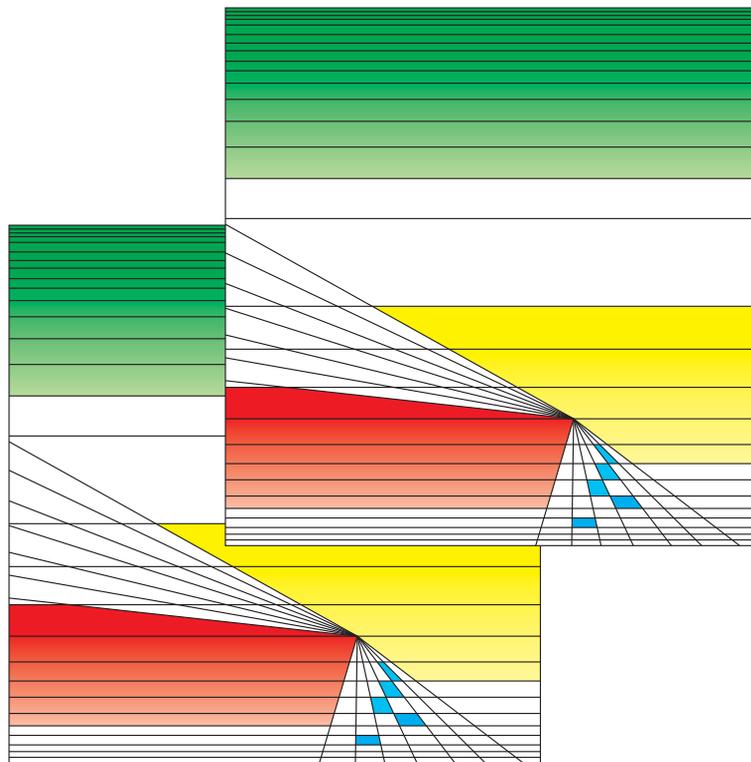


141

2021.7

自治権

いばらき



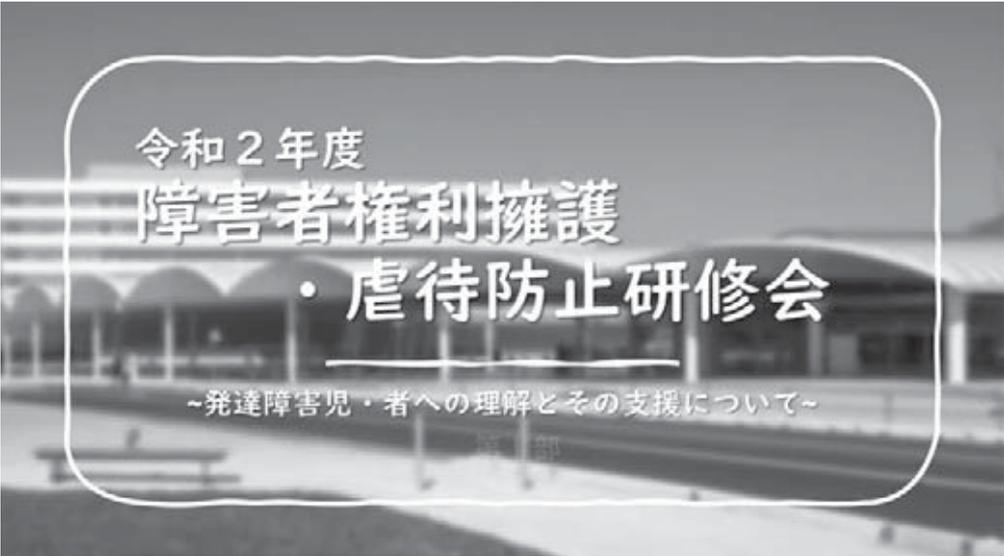
公益社団法人 茨城県地方自治研究センター

もくじ

| | |
|---|----|
| 日立市YouTube配信による研修会記録 [2021年3月] 令和2年度 障害者権利擁護・虐待防止研修会 ～発達障害児・者への理解とその支援について～ 講師 有賀絵理（公益社団法人茨城県地方自治研究センター研究員）… | 1 |
| 資料 | |
| 発達障害者支援法の一部を改正する法律概要 …………… | 25 |
| 発達障害者支援法の改正について（厚生労働省） …………… | 27 |
| 発達障害者の支援について（厚生労働省） …………… | 30 |
| 茨城県発達障害者支援指針（骨子） …………… | 41 |
| 日立市障害者基幹相談支援センター …………… | 43 |

日立市 YouTube 配信による研修会記録

令和 2 年度
障害者権利擁護・虐待防止研修会
～発達障害児・者への理解とその支援について～



令和2年度
障害者権利擁護
・虐待防止研修会

～発達障害児・者への理解とその支援について～

コーディネーター

前多 歩（まえだ あゆみ）

日立市保健福祉部 障害福祉課 主幹

知的障害者担当ケースワーカー

中村 喜代美（なかむら きよみ）

日立市障害者基幹相談支援センター（日立市障害福祉課内）

障害者支援専門員、精神保健福祉士



講師

有賀 絵理（ありが えり）

公益社団法人茨城県地方自治研究センター 研究員

〔講師紹介〕

障がい当事者でもある自身の体験・経験を活かし、障がい福祉・地域福祉を専門として研究活動を行う。NHKEテレ「ハートネットTV」、NHK水戸放送局「いば6」などメディア出演多数。著書「災害時要援護者支援対策-心のバリアフリーをひろげよう-」など。



〔第1部〕

発達障害とはなにか

○前多

本日のテーマ「発達障害児・者への理解とその支援」ということですが、最近、発達障害とか、また、大人の発達障害といった言葉を耳にする機会が増えてきたと、私自身、感じています。そこで、そもそも発達障害とは一体どういったものなのか、また、発達障害という言葉が広く一般的に広まってきた、その背景にはどういったものが考えられるのか、先生にお聞きしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。



○前多

2019年7月、日立市では障害福祉課内に障害者相談支援の中核的な役割を担う機関として日立市障害者基幹相談支援センターを開設しました。今日は、そこで障害者支援専門員として働く精神保健福祉士である中村職員にもお話を伺います。

はじめに、基幹相談支援センターの業務の中で、発達障害と診断された方、もしくは発達障害のある方のご家族からの相談、相談内容、実際の事例を幾つかお願いします。

発達障害のある方への支援の仕方について

○中村

私がこれまで相談を受けたものや実際の支援の中で出会った方などについてお話しさせていただきますと、お子さんの場合ですと、授業中に座ってられない、じっとしてられないといった相談。反対に、ずっと同じことに集中してしまい、場面の切り替えが難しいといったケースの相談があります。

大人の方ですと、職場で浮いてしまったり、同僚とうまくいかないという相談を受けます。また、自分の症状について周囲の理解が得られずに、鬱になってしまったという方もいらっしゃいました。

支援者の方からの相談では、発達障害がある方への支援の仕方、関わり方がよく分からないといったような相談がありました。



○前多

一言で発達障害と言っても、いろいろな症状だったり行動の特性だったりがありそうなのですが、改めて、発達障害とは一体何か、また、こういった言葉が一般的になってきた背景、そのあたりについてお話を伺えますでしょうか。

子どもたち自身もどうしていいのかわからずに悩んでいる

○有賀

今、中村さんに事例を幾つか出していただきましたが、発達障害の特徴がとても表れているなというのをまず感じました。

子どもの事例でいいますと、座ってられない、じっとしてられないというケースは、幼稚園ぐらいから小学校低学年のお子さんによく見受けられるケースであると感じます。

私も小学校などに相談業務で伺いますと、授業中、座ってられない、どうしたらいいのだろうかという相談を教職員の先生や保護者の方からいただきます。

当事者のご本人のお子さんに伺いますと、自分としてもどうしたらいいのかわからない、と。じっとしてられない、何で、よく分からないとお子さんは答えます。それがまず特徴ですよ。

大人の発達障害は幼いころに見過ごされてきたもの

○有賀

大人の発達障害というのは、小さい頃から見落とされてきた、大人になって、社会人になって、皆さんとなかなか合わない。先ほど伺った、職場で浮いている、同僚に仲間に入れてもらえないということでしたが、それは空気が読めない、またはコミュニケーションが苦手というような特徴がよく表れているケースだと思います。それに伴って鬱になってしまったという、二次障害が多々見られます。



そのような状況をどうしたらいいのかということですが、まず発達障害という言葉さえもまだまだ最近できた話です。皆さんも市役所職員さんとしてよく理解されていることと思いますが、この配信は障害者にご縁のない職員の方々にも理解していただきたいということでもありますので、少し法的なお話もさせていただこうかなと思っています。

発達障害はまだ耳慣れない方も 見た目ではわかりにくい障害は馴染みにくい

○有賀

発達障害者支援法は2016年に10年ぶりに改正された。まだまだ若い法律です。この法律ができたからこそ皆さんに広まるきっかけになったというのとも言えますが、同時に、まだまだ耳慣れない言葉であるということがあります。

私のように車いすユーザーで、見た目が車いすに乗っている、いわゆる障害者と理解できますよね。ほかには、目が不自由、耳が聞こえにくい、聞こえないなどという見た目では障害者と理解しやすい皆さんのことは、ご縁のない方々も理解できるのですが、発達障害者のように、見た目では分かりにくい障害者というのはなじみにくい障害者だからです。

だからこそ、保護者の方々も、どうしてうちの家族だけ、うちの子だけ、障害者なの。ご本人も、何も体に不自由がないのに、どうして自分は障害者と言われなければならないのだろうか、受容しにくい障害であるというのが現状です。

発達障害者支援法をもっと多くの方に知ってもらおう

○有賀

この法律をもっと多くの方々に知っていただくというのも大事になってくるのかなと思います。なかなか広まらない、周知が難しいということもあります。

また、発達障害者というのは全国的に専門医が少ないということもデメリットの一つであるのかなと、日頃、仕事をしていて感じるところです。

○前多

そうすると、今、有賀先生からお話がありましたように、昔、見落とされていた方が、大人になり発達障害と診断されるようになった。さらに発達障害は目に見えにくいものだということが、ご本人も、こんなに自分は苦しんでいるが理解してもらえないという特徴がありそうです。

発達障害という言葉が広がったメリット・デメリットとは

○前多

幼い頃に見落とされていたというところでふと思い出すのが、私が小学生の頃、二十五、六年前になりますが、その頃は、特別支援学級が小学校では今のように整備されていなかったのかなという印象があります。

私の学年は2クラスでしたが、同じクラスに身体障害の子もいれば、知的障害の子もいれば、今のお話を伺って、今思えば、あの子は今だったら発達障害と診断されるのだろうなという子も一緒にクラスにいたわけです。学校でするので、運動会だったり、合唱コンクールだったり、いろいろな行事があり、当然、係、委員みたいなことを決める際、こういった係だったら自分たちがフォローしながらできるのかなとか、あの子だったら、私がちょっとお手伝いすれば何とかなるのかなというところを子どもたちの中で勝手にというか、何となくうまくフォローしてやっていた気がして、私の小さかった頃は障害があるとか健常だとかという区別があまりなかった気がするのです。

今、特別支援学級だったり特別支援学校だったり、また、発達障害という新しい言葉が出てきたことによって、今まで違和感なくみんなと一緒にやってきたものを分けたことによって発生するメリット、デメリットのようなものがあるのかなと思います。当然、早期発見だったり、早期療育だったり、そういった必要もあるのでしょうけれども、昔、私たちは全く違和感がないまま、色眼鏡も何もなく、みんな同じクラスでそのまま育っていった。ただ、今、そういった発達障害という新しい言葉が普及してきて、さらにネットの普及もあり、お父さんもお母さんも情報が手軽に入るわけですね。“隣の芝は青い”じゃないですが、そういった差別化、差別化、また親が過剰に反応してしまったりとか、そういった面について先生はどうお考えでしょうか。

健常者（非障害者）だから完璧とは限らない できる人ができない人を支え、バリアフリーが築かれていく

○有賀

前多さんがされてきた体験はすごく貴重です。今は、その体験をできる学年、クラスは、正直、ないですね。分けられてしまう区別、差別という言葉が使われましたが、その区別化によって、できる人ができない人を支える、得意な人が不得意な人を教えるという状況は今のクラスの中で少なくなってきたというのが現状です。

今、お話を伺っていて、私は、一つ、あることを思い出しました。実は、私の大学時代も前多さんと同じような体験をしていたなというのを感じたのです。というのは、私が選んだゼミは私だけが不自由、障害者だった。ほかのゼミの友達はいわゆる健常者、非障害者なのです。しかし非障害者だから完璧に 100%できるというわけでもありません。私も障害があり生活が完璧にできません。その中で、ゼミの先生は、有賀絵理は、障害があって、ドアを開けたり身体的な動きに不自由があるから、できる人たちが支えてあげなさい。でも、有賀絵理も、考えるとか、文書を書くとか、何かを調べるとか、そういった部分はできない人がいるから、それをサポートしなさい。この研究室をバリアフリーにしたいから、できる人ができない人を支えていく。それによってバリアフリーは築かれていくのだよというのを教えてくれました。私はそのゼミに入ったからこそ、本当のバリアフリーはここにあるということを感じながら生活することができました。そういった社会が築き上げられたならば発達障害の方も、ほかの障害者の方々も、生活は不自由なくできるのではないかと思います。

社会的障壁（障害→障壁）に法改正

○有賀

2016 年は、発達障害者支援法改正では定義・基本理念の「社会的障害」を「社会的障壁」というふうに変更されました。「障害」と書いてしまうと障害者がイメージされてしまうということからです。

健康であろうが不自由であろうが、社会的に障壁を感じる場面があるというところをみんなで支え合っていきましょうということ。みなさんそういった状況が今の社会の中で一番大事になってきます。

しかし、社会の中は、お感じになっていると思うのですが、どうやらコミュニケーションが希薄になっています。隣に誰が住んでいるか分からない。向こう三軒両隣の人と支え合っていきましょうという日本ではとてもいい言葉があったはずなのに、それも希薄化しているというのが今の現状なのかなと感じております。

発達障害だからといって引込むのではなくて、自分の得意なこと、できることをまず考えていくのが大事であるとも感じています。

○前多

隣近所と付き合う機会が少なくなっているということもあり、また、少子化や核家族化という言葉もかなり久しい言葉にはなりますが、昔は、例えば、男の子はちょっと言葉が遅いから大丈夫だ、心配するなと言っていた近所のおじちゃん、おばちゃんがきつといたはずなのですよね。それが実際よかったのか、悪かったのかはよく分かりませんが、今、小さいうちに病院に行き、発達障害と診断されてしまう時代になってきました。今までであれば、大丈夫だ、心配するなと言われて、心配しないでそのままいったケースもあるでしょうし、何かあった場合もあるでしょうけれども、その辺のいい、悪いはなかなか判断がつかないですが、そういった変化はあるかなとは思っています。

キーワードは「愛情」

○有賀

昔と今の変化の違いは大きくあると思います。愛情というところが一番のキーワードになってくるかなと思うのですが、親からの愛情、ご近所からの愛情、親戚からの愛情、周りの人々からの愛情、その輪が広がってコミュニケーションにつながるでしょうし、その輪がまた広がって一人ひとり成長していく糧になり、エネルギーになり、パワーになります。

○前多

今回、有賀先生から、発達障害についての症状や行動様式、また社会の変化による影響といったお話を伺いました。次回は、実際に発達障害のある方を支える側の人たち、また、発達障害があると言われていた方々は何に困っているのか、どういった支援が必要なのか、ということについてまた詳しくお聞きしていきたいと思っております。

〔第2部〕

発達障害がある方への理解、支える周囲の在り方

○前多

第1部では、発達障害とは何かということを中心にテーマにお話しただいてまいりましたが、第2部では、発達障害がある方や、そのご家族が実際何に困っているのか、また、それを支える周囲の人間の在り方について教えていただければと思います。よろしくお願いたします。

自分自身の特徴に気づいて悩んでいる人も多いのではないか

○有賀

実際、発達障害児・者ということで、お子さんから大人もありますが、第1部でも触れさせていただきましたように、まだまだ新しい言葉であるということなのです。だからこそまだ気づいていない。自分自身が特徴があるけれども、どうしたらいいのだろうかかと悩んでいる方々も世の中には多くいらっしゃるのではないかと思います。

心配な方はネット上にある発達障害チェックリストを使ってみる

○有賀

私は、今まで相談で小学校やあらゆる行政に入らせていただいています。当事者や保護者、いろいろな方と相談をしてきた経験から、今はインターネットの時代ですので、まず事前に調べ、自分で発達障害チェックリストを行ってくるという方々が多いのです。チェックリストは簡単にできていますので、自分で心配な方はチェックリストでチェックを試みる。第1部でも特徴として少し触れましたが、空気が読めない、コミュニケーションが苦手など、発達障害者にはいろいろな特徴があると思うのですが、前多さんも中村さんも、空気が読めなかったり、コミュニケーションが苦手だったり、今日はちょっと自分は気分が乗らないなというとき、ありませんか。

○前多

私自身、それはありますね。いつもいつも周りに合わせられる自信はないです。当然、そのときに、例えばプライベートで何かがあったときや、身内に何かがあったとか、いろいろな出来事があったり仕事がかうまくいかなかったとか、当然、気分が乗らないときがあり、それで周りとは合わなくなる瞬間がないとは言いきれないですね。

苦手なこと、得意なこと、できること、できないこと、これらを知ることが大事

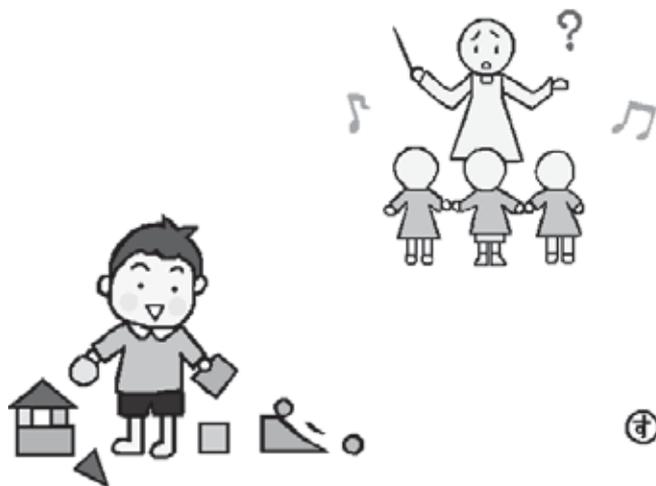
○有賀

そういうときにチェックリストでチェックをしてしまうと、発達障害者に引っかかってしまうような状況が多くあります。私たちは人間だから、生身の体を持っていて、怪我もして、病気もします。私たちは発達障害者なのかということをおあまり心配せずに、自分が苦手なものはこれ、得意なものはこれ、できることはこれ、できないことはこれ、では、苦手、できないことをどういうふうな支援をしてもらったら、サポートしてもらったら、逃れることが、クリアすることができるかということが、大事になってくるのですよね。

早期発見が何よりも大切

○有賀

早期発見が大事なのです。赤ちゃんの時に生まれて、そして幼稚園に行って、集団生活が難しいな、どうも浮いてしまっている。積み木をしていて、でも、周りのほかの子は歌を歌って生活をしている。積み木をしていることだけがちょっと違うことをしてこだわりを持ってしまっているとなったときに、みんなと違うことが多いとなったときに、早めに病院に行って検査をしてみて、そして早期発見をして、どんな支援をしてもらったら、できないところ、苦手なところをサポートしてもらえるかということがまず大事なことです。



病院に行くということに一般の方は抵抗があるかもしれませんが、でも、抵抗があっても、まずそこは思い切って病院に行ってみることが大事なかなと感じます。

○前多

私が障害福祉課で仕事をしていると、お子さんのことで窓口にご相談に来られるお父さん、お母さんがいらっしゃいます。1歳6か月健診や、3か月健診、5歳児健診、そう

いった場面で言葉の遅れであったり、視線が合わない、集団行動ができないというような指摘を受けて相談に来るパターンがあります。今、先生がおっしゃったように、病院に行くことにはすごく抵抗がある。または発達障害かもしれないとネットだったり周りの人からの話で分かってはいるけれども、実際にその文字をばーんと目にしてしまうとショックを受けるから、目を背けたいというような親御さんはいると思います。

そういった方々に、子どもさんのことを考え、早く病院に行ったほうが良いと言うことが難しいなというところがあり、まず親が受け入れ、納得しない限り、こちらから強制的に何かというのはなかなか難しいので、そこをどのように親御さんに説明、納得していただき、病院に行ってもらえるのかということは、今、仕事をしている上で結構悩むところです。

早期発見・早期治療により改善しているケースは多くある

○有賀

小学校などに相談に行くと、もしかすると発達障害なのかもしれないとなったときには、まず、こういった特徴がありますよというようなお話をしていきます。そして、話をしていく中で、見た目が障害者ではないから、保護者の方々はかなりの抵抗を持ち、どうしてうちの子がと受け止められません。ほかにもっとひどい子がいるじゃないかというような話が必ず出てきます。

しかし、早期発見して、早期治療をしていくことによって、その症状が和らいだり、落ち着いたたりというようなケースもたくさん見てきました。それは中村さんの場合も、お仕事柄あると思うのですが。

○中村

ありますね。

○有賀

だからこそ大事なのですよというお話と、実は、そういった発達障害を見落とされてしまったがために罪を犯してしまった、ホームレスになってしまったというケースもあります。

職業の適性を見極めることも重要

○有賀

何ができて何が苦手なのかというところ、何が得意で何ができないのかというところをしっかりと小さいうちに理解してあげる。そして、どういった支援があれば、将来、社会の中で、また大人の場合は、今の職業が合っているかどうか、職業の適性検査のようなものを行っておくことが大事なのかなと思うのです。

○前多

ありがとうございます。

親御さんに対しては、そのように具体的なお話をしていくということを心がけていきたいと思います。

大人の発達障害ですが、世の中には、自覚がなくて、診断を受けたら、発達障害と診断されることだって当然あると思うのです。私も診断を受ければそうなるかもしれません。

障害福祉課、基幹相談支援センターで、いろいろな障害のある方、発達障害のある方と関わっていく中で、トラブルを抱えやすい方なんかは、もしかすると発達障害かなと思うような場合もあります。ただ本人にはもちろん自覚がありません。そのようなとき、周りの人間として、あなた、発達障害だから病院に行きなさいなんて絶対に言えません。

発達障害か否かは医師の診断のみによるもの

○有賀

実は、私のところに相談に来られた男性の事例で、上司に、「おまえは発達障害だから病院に行け」と言われてとてもショックを受けたということがありました。その方に、どうして発達障害だと言われたのということを伺ったところ、仕事ができすぎてしまう。前田さんが話された逆のパターンになりますけれども、頭がよすぎてしまって、とても数字が得意で、仕事ができすぎてしまって、結局、上司の仕事も部下の仕事もやりすぎてしまって、そこに言葉が添えられない。コミュニケーションがとれず言葉が添えられないために誤解を招いてしまって、発達障害だということを上司の方から告げられた。

しかし、私も含め、前多さんにも中村さんにも、あなたは発達障害ですよということ、法的に決定権はないですね。これは医者が決定することです。私もたくさん相談を受けますけれども、断言できません。中村さんも仕事上たくさん相談を受けますね。でも決定権はない。前多さんも障害福祉課の職員さんですが、たくさん事例を見てきいても、決定権はない。私たちには決定権がないのです。

大人の発達障害はアドバイスの仕方で職場環境を変えられる

○有賀

私はそう言った場合、もしかしたら発達障害かもしれない、考え方の違いだよということをお話しして、そこに言葉を付けたり、言葉ができなかったらメモを残すというアドバイスをしています。視覚的にいろいろなものを残していくと、発達障害者の方の支援方法の一つとして助かりますものね。そこにメモを一言残すことによって、あなたの気持ち、あなたの心が添えられますよ。誤解は解けてくるから、まずそれに取り組んでみましょうという提案をしてみました。

そうしましたら、その職場の中で、本人自身も上司の方のコミュニケーションも変わ

ってきたとお話しをされていました。

相談できる場の周知が大切

○有賀

中村さんは基幹相談支援センターで今いろいろな相談を受けていらっしゃると思いますが、そういったちょっとした支援の方法とありますか、相談できる場の大切さがまだまだ世の中に普及していないのかもしれませんが、いつでも困ったら障害福祉課または基幹相談支援センターに来てくださいと伝えることも大事なのではないかな。それを周知していくということも大人の発達障害の方には大事なのかなと感じます。

自分に合った職業に転職することも視野に

○有賀

自分が就いた職業で無理に頑張りすぎないで、自分に合った職業に転職する、就き直すということも大事だと思います。せっかく公務員になったから、せっかく医者になったから、せっかく弁護士になったから、いい職業に就けたからといって、自分自身を苦しめても、周りを苦しめていることと一緒にですから、その場合には、自分はこちらの職業のほうが合うのだよなという転職を視野に入れるというのもとても大事ではないかなと思います。

今までいろいろな相談を受けたと思うのですが、中村さんは大人の発達障害者の方にどんなアドバイスをされてこられたのですか。

○中村

学生の頃には全然そういう症状がなくて、自分では気づいていなかったという方が、仕事に就いて初めて周りの人から浮いてしまっているとか、それから、どうしても孤立しがちになってしまうというご相談を受けます。

私は、よく、自分が苦手なこと、こういうことができませんとかというふうに最初に皆さんに知っていただくのがいいのではないかなというアドバイスをしてみたり、あとは、親の期待で仕事を選んで、ずっと同じ仕事をしていて、それでも本人はどうしてもその仕事あまり合っていないのではないかなと思っているのに続けていらっしゃるという方がいるので、そういう方は、もしかしたら職場を変えたり職種を変えたりすることによって、違う自分が引き出せたりする方もいるので、そういうアドバイスをさせていただいたりもしています。

○有賀

やはり親が関わってくる場合が多いですね。親のエゴで職業を決めたりすることも大事かもしれない。アドバイスの一つで聞き入れるのも大事かもしれない。しかし自分自身の人生だからこそ、自分が苦しい思いをするのであれば、自分自身に合った職業は

何なのだろうというのをまず考えていくというのが一番大事だと思います。

○前多

先ほど有賀先生からお話があった、受容できている人、有賀先生のところに相談に来られるような人はアドバイスができると思うのです。

今回、この研修会は、障害のある方の権利擁護、虐待防止ということにもつながってくるのですが、本人が認めていませんよ、発達障害と言われたくないですよ、ただ、きっとそうなのだろうなというときに、伝え方のバランスが難しいなと思うのです。あなたの権利を守りたい、あなたが生活しやすくしよう、こちらはあなたが生活しやすいようにしたいのだけれども、それを伝えることでこの人が傷ついてしまうというようなバランスがやはり難しいなと思います。有賀先生のような話の持っていく方などを勉強させてもらい、今後進めていければと思います。

相手の身になって考える

○有賀

やはり周りが理解するということがまず大事なことかと思えます。言葉って難しいですよ。言葉一言で、「頑張って」という言葉も、相手にとってはその言葉がプレッシャーになる場合、または、応援してくれてパワーになる言葉になる場合がありますよね。

自分はパワーになるように「頑張ってね」と声をかけたとしても、相手にとっては、「うわー、頑張っているのに、これ以上頑張れないし、どうしよう」と不安に思う方もたくさんいると思うのです。だから、常に相手、この方だったらどんなふうな言葉が大事だろうか、私たちは特にそういうふうに住生活をしていると思うのですが、支援する側、ご近所の方とか、先ほど第1部で前多さんがご近所の周りの方のお話をしてくれましたが、私たちが小さい頃は、おせっかいさんといって、おじさんたちがよく声をかけてくれたりとか叱ってくれたりということがありました。今、おせっかいさんがとてもいなくなりました。今、挨拶をしたらまあいいほうかなという世の中になってしまいました。悪いことをしていても、あの方、最近見かけないなと思っても、触れてはいけないような雰囲気世の中にはすごく流れていますよね。

今のお話のように相談に来られない方とか、二次障害が出てひきこもっている方とかはなかなか一歩が踏み出せない。その中で、きっかけを誰かがつくっていかないといけない。



一番苦しいのは家族でなく本人、一歩踏み出せない人へのきっかけづくりが必要

○有賀

よくご家族側の支援をと、世の中の方々はそういったシンポジウムや研修会や相談の場をつくりませんが、一番苦しいのはご家族ではないのです。一番悲しいのは本人なのです。本人が、ああ自分がひきこもってしまって、こんなに家族に迷惑をかけてしまった。自分だって外に出たいのにと思っている方はたくさんいると思うのです。でも、きっかけがないのです。出られるチャンスがない。支援する側はきっかけづくりを提供してあげるといっても大事になってくるかなと思います。

きらりと光るところを見つける

○有賀

人間褒められて怒るという方はほとんどいないです。ですから、大人の発達障害にしても、子どもの発達障害にしても、まずはその子のきらりと光るところを見つけ、あなたのここがいいですね、でも、あなたのここがちょっと残念、こうしていくとさらにいいのではないのでしょうかというような、支援者側、同僚の方、上司の方はそんなふうにはアドバイスや言葉かけをしていくとさらにいい世の中になっていくのではないかと日々感じています。

発達障害のある方は何を望んで、どのような支援を求めているのか

○前多

実際、発達障害と診断された方は、周りに、どうしてほしい、どうあってほしいと思っていますか。例えば、もう放っておいてほしいとか、もう声をかけないでほしいよ、でも違うんだ、声かけてほしいんだ。当然、理解してほしいというような思いはあるのでしょうかけれども、どのような思いでいらっしゃるかと考えてみましょうか。

まず本人に障害を受容してもらうこと

○有賀

難しいですね。これは困った質問ですね。なぜならば、人間は十人十色といいまして、考え方がみんな違うわけなのです。声をかけてほしい人もいれば、声をかけてほしくないと思っている人もいるかもしれませんが、ここに共通していることは、私は受容だと思えます。

障害を受容していれば、支援してほしいな、自分はどう前に進んだらいいのだろう、どう人生をこれから歩んでいったらいいのだろうと悩んでいると思うのです。その中でいっぱい声をかけていただいて、こんなふうにしていくといいよ、あんなふうにしていくといいよというと、そうか、そんな方法もあったんだ、知らなかった。でもこんなふ

うにするともっといいよ。ちょっとそれは自分には難しいな。じゃあ前のアドバイスにしておこう、進んでみようと思うのです。

受容できていない方に、こうしていくといいよ、ああしていくといいよと声をかけても、今の前多さんのお言葉をお借りすると、放っておいてほしい、今そんなところじゃないのに、何で自分は障害者なんだ。しかも、前多さんのような健康なダンディなお兄さんから、「あなた、こうするといいよ」と幾らかっこよく言われも、おまえはかっこいいから言えるじゃないか。私、不細工で何もできないのに。しかも障害者だってよ。悪いところばかりと落ちるだけなのです。まずは受容をしてもらうことが大事です。

○前多

そうですね。実際、悩むところはやっぱりそこなのです。

相談に来られる人、相談に来たい人、自分で困り感が分かっている人には、障害福祉課も基幹相談支援センターもアドバイスはできるのです。こんなことで困っています。だったらこんな方法がありますよ。どれを選びますかという提案はできるのです。放っておいてよ、困っていないよ。困っていないというか、困っているのでしょうか、放っておいてよというような壁をつくられる方だと、先ほど有賀先生がおっしゃっていたような障害福祉課や基幹相談支援センターが、二次障害でひきこもりをしているとか、第一歩が踏み出せない人に対してのアプローチを考えると本当のおせっかいになってしまふのです。役所でも、あなた、困っていますよねというやり方は多分あり得ない。となると、その介入の仕方、悩むのは初期アプローチの部分ですよ。

「地域力」が必要になってくる

○有賀

そこはご近所さんの力です。ご近所さんに、どうやらどここの息子さんが最近家中にずっといて見かけないんだよね。どうやら働いていないようなんだよねというご近所さんの力というのが大きいかな。私はこれを「地域力」と仕事の中でよく使いますが、この地域力が大事になってくるかなと思います。

前多さんがおっしゃったように、そこまで押しかけられないですからね。あなた、ひきこもっているようですが大丈夫ですか。私、助けてあげますよと言って、ありがとうございます、助けてくださいと素直に言う人はまずいないですよ。ですから、そこは地域力になるかなと思うのですけれども。

大人の発達障害者の方で、二次障害が出た方で、まだ受容ができない方というのは家族も受容ができていないのです。だからこそ本人も抜け出せないのです。第一段は家族が壁をつくっているのです。構わないでくれ、構わないでほしいって。その家族からまずアプローチしていくことも大事かなと思います。

○前多

そうですね。

実際に相談があったケース、地域からということで、各地域に民生委員さん、児童委員さんがいらっしゃるって、民生委員さんから、どこどこに住んでいる誰々さんの様子がちょっと心配、最近、家から出ていないというのが民生委員さんから市役所へ直に連絡が入るといったことがあります。そこはそういった機能が働いていると思うのですが、それで分かりましたと様子を見に行ってみますと、何しに来たんだと言われるパターンって結構あるのですよ。人によっては、民生委員が、私が言ったと言わないでくれというパターンもあって、なかなか難しい最初のタッチなのですが、自分が言ったと言ってもいいという民生委員さんも当然いて、そうすると、民生委員さんが心配して役所に電話してきたから、おひとり暮らしで困っているのですか、何か困ったことがあるのだったら相談してくださいねという持っていき方ができるのですが、言わないでくれ、でも見に行ってくれというパターンがあって、当然そう言われたら行くわけなのですが、そこでごによごによと言いながら様子を探る感じでやってはいるのですが、それで行って、ああ助けてくださいなんていうことには、先生がおっしゃったように、ありません。

待っていました、助けてくださいなんていうことは今までなかったもので、そこは悩むところですね。

支援に入るには時間がかかるため、待つことも必要

○有賀

親がお金を持っていて、また年金をもらっていて、本人は働かなくても生活していけるというケースだと、さらに困った感が出てこないと思います。親が病気になるまでは、時間が解決するしかないのです。待つしかない。

あとは、大きな災害が発生したり、また、何か事件が起きた場合には介入できますでしょうけれども。

○前多

そうなのですよね。お金があれば、なぜなら、今までずっとそれで生活できてきているわけですから、今、突然、周りが心配しても、今までできていたことを、まだこれからも続けられると本人は思いますし、本当に何かきっかけがないと進まないのかなというケースは結構見受けられますね。

○有賀

あとは、親が変わらないとだめです。自分のお金を使うな、自分で生活してほしいという考えに変わってもらわない限り、そういうケースはこちらから支援には入れません。難しいですよ。

○前多

それは役所の方からはやっぱり言えないのです。

結局、身内の話になってしまうので、あなたのお金、使っちゃだめよなんていう権利

はそもそもないというか、そこまではさすがに突っ込めませんので、思っただけでもなかなか言いだせません。

○有賀

そうですね。そういうときは私が入りますよ。任せておいてください。

子どもが亡くなるまであなたは生きていられるのですかということを保護者の方に理解してもらうというのが大事なのですよ。

だからこそ、先ほど中村さんが、大人の発達障害の方でも、学生時代は何も問題なく生活できたということをおっしゃっていましたが、絶対に何かきっかけはあったはずなのです。本人が気づかなかっただけでね。周りの方々にヒアリングしていくと、ちょっと変わった子だったよ、性格がちょっとおかしかったよ、ルールを守れなかったよというような状況はあったのではないかと。ただ気づかなかっただけというケースはあると思います。

早期発見・早期支援を

○有賀

早期発見、早期支援、一番大事です。その中でどう生きていくか、どう支援をもらうかということが大事なのですが、私はいろいろなケースを見てきて、発達障害者の子どもたちってかわいいなと思うのです。素直で、マイペースで、好き嫌いがはっきり言えちゃう。かわいいなといつも思うのです。

先ほど、第1部でも愛情という話をさせていただきましたが、親からの愛情、特にお母さんからの愛情はとても大事だなと思ってきたのです。

私の友達のお子さんにも発達障害の子がいます。今、小学生の低学年なのですが、その子に時々会うときにお菓子を持って行ってあげるのです。そうしますと、ありがとうと言って、そこでぱっと開けて、みんなに一つずつ分けてくれるのです。もちろんあげた私にも1個あげるとくれるのです。ほかの親から愛情をもらっていない発達障害のお子さんにお菓子をあげても、うんと頷くだけです。違いがあるのですよね。その前者のお母さんは、自分の子が発達障害と認定されているから、「ありがとう」はちゃんと言ってね。もらったら、一人で食べないで、みんなで食べようねと教えているそうなのです。だからこそ、その子もみんなにかわいがられるのです。私もかわいいなと思うのです。

障害者・健常者に関係なく、 かわいがるときにはとことんかわいがり、怒るのではなく叱る

○有賀

親からの愛情をもらえる、もらえないは、障害がある、なしの問題ですが、三つ子の魂百までよという言葉がありますが、小さいうちに、かわいがるときはとことんかわい

がって、叱るときは、怒るのではなく叱っていくというメリハリをつけて生活をしていくことによって、障害者、健常者関係なく、いい大人になって、周りの人に助けてもらえるような生活ができるのではないかなと感じます。

自己肯定感の低下に注意

○有賀

大人の発達障害者のもう一つのデメリットといいますか、何という言葉を使っていいのか悩みますが、大人の発達障害者の方は自己肯定感が低下してしまうケースが多々あるのです。でも、そんなに自分を否定しないでほしいと私は思うのです。その方々に必ずできることはあるし、私は歩けないという障害を持っていますが、私から見れば、歩けるのだから幸せでしょうと言いますね。そう言うと、あっと気づいて、できないのではなく、できるところを見ていく。得意なところを見ていく。そんなに自分を否定してはだめだよというところを私たち支援者側としては伝えていきたい。これは支援者だけではなくて、隣近所やご家族の方も、あなたはこんなことが得意だったじゃない、あなたにはこんなことができるじゃないというところを伸ばしてあげていただきたい。これは、子ども、大人に関係なく、していただきたいなと思っています。

○前多

ありがとうございました。

今まで第1部と第2部と有賀先生からいろいろお話を伺ってきました。最後に一言、皆さんにメッセージをお願いします。

人にはそれぞれ性格があり、それを知ることが大切 一人ひとりの心のバリアフリーを

○有賀

発達障害者であれ、何の障害であれ、病人であれ、健康な方であれ、人はみんな性格を持っています。自分の性格ってどうなのだろうとまず考えてみるのが大事なのかなと思います。

一番大事なこと、これは一人ひとりの心のバリアフリーです。心のバリアフリー、自分の心がつくるバリアフリーをみんな一人ひとりが築いていけば、支援者、支援される側、する側関係なく、みんなのできること、支え合う世の中になっていきます。

今日は発達障害ということがテーマでしたが、視聴者の皆さんに一つお願いがあります。今日の反響で、第2弾、第3弾が来るかもしれません。ですから、ぜひ今日の感想などを送っていただければと思うのですが、前多さん、いかがでしょうか。

○前多

ぜひよろしくをお願いします。その反響を見て、第2弾、第3弾があるかもしれません。

ぜひやりたいなと思っております。

まだまだ有賀先生にお話をお聞きしたいところですが、そろそろお時間がやって参りました。

健常の方、障害のある方がお互いを認め合い、共生していく社会を創っていくためには、私たち一人ひとりの意識付けが何よりも重要ではないかと考えております。

この動画配信をご覧になってくださっている皆さんが、発達障害のある方々への理解であったり、また、支援、協力体制の認識であったり、地域社会の中でともに助け合って生きていかなければならないという気づきになれば幸いです。

今回の障害者権利擁護・虐待防止研修会はYouTubeでの配信という形をとりました。新型コロナウイルス感染症については、まだまだ先の見通しが立たない状況が続いております。ともに支え合い、認め合い、助け合っていくことの大切さについて、私たち一人ひとりが今まさに試されているのかもしれないかもしれません。大変な状況だからこそ、絶対に失ってはいけないものが見えてくるのかもしれないかもしれません。

有賀先生からお話しいただいたことを皆さん一人ひとりが大切にいただき、すばらしい共生社会をめざしていけることを切に願っております。

以上で、令和2年度障害者権利擁護・虐待防止研修会を終了いたします。

有賀先生、本当にありがとうございました。

○有賀

ありがとうございました。

<企画> 日立市保健福祉部障害福祉課

資料

発達障害者支援法の一部を改正する法律 概要

- 障害者をめぐる国内外の動向…障害者権利条約の署名(平成19年)・批准(平成26年) 障害者基本法の改正(平成23年)等
- 発達障害者支援法の施行の状況…平成17年の施行後、約10年が経過



発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正

第1 総則

- 目的(第1条)
切れ目ない支援の重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを目的に規定
- 発達障害者の定義(第2条)
発達障害がある者であって発達障害及び「社会的障壁」により日常生活・社会生活に制限を受けるもの
※ 社会的障壁：発達障害がある者にとって日常生活・社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
- 基本理念(第2条の2)
発達障害者の支援は
①社会参加の機会の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない
②社会的障壁の除去に資する
③個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行う
- 国及び地方公共団体の責務(第3条)
相談に総合的に応じられるよう、関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制を整備
- 国民の責務(第4条)
個々の発達障害者の特性等に関する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するよう努める

第2 発達障害者の支援のための施策

- 発達障害の疑いがある場合の支援(第5条)
発達障害の疑いのある児童の保護者への継続的な相談、情報提供及び助言
- 教育(第8条)
発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮
個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の推進、いじめの防止等の対策の推進
- 情報の共有の促進(第9条の2)
個人情報保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報共有の促進のため必要な措置を講じる
- 就労の支援(第10条)
主体に国を規定、就労定着の支援を規定、事業主は雇用の機会の確保、雇用の安定に努める
- 地域での生活支援(第11条)
性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた地域での生活支援
- 権利利益の擁護(第12条)
差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策推進、成年後見制度が適切に行われ又は広く利用されるようにすること
- 司法手続における配慮(第12条の2)
司法手続において個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保等の適切な配慮
- 発達障害者の家族等への支援(第13条)
家族その他の関係者に対し、情報提供、家族が互いに支え合うための活動の支援等

第4 補則

- 国民に対する普及及び啓発(第21条)
学校、地域、家庭、職域等を通じた啓発活動
- 専門的知識を有する人材の確保等(第23条)
専門的知識を有する人材の確保・養成・資質の向上を図るため、個々の発達障害の特性等に関する理解を深めるための研修等を実施
- 調査研究(第24条)
性別、年齢等を考慮しつつ、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の発達障害の原因の究明等に関する調査研究

第5 その他

- 施行期日(附則第1項)
公布日から3月内の政令で定める日
- 検討(附則第2項)
国際的動向等を勘案し、知的発達の違いがある者等について実態調査を行い、支援の在り方について検討等

発達障害者支援法の改正について

発達障害者支援法の改正内容の概要(1)

目的・基本理念(1条、2条の2)

- 【個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるように】^(新)発達障害の早期発見と発達支援を行い、【支援が切れ目なく行われる】^(新)ことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにする。
- 発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、【障害の有無によって分け隔てられること無く(社会的障壁の除去)】^(新)、【相互に人格と個性を尊重(意思決定の支援に配慮)しながら共生する社会の実現に資する。】^(新)

定義(2条)

発達障害者とは、発達障害(自閉症、アスペルガー一症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害)がある者であって、発達障害及び【社会的障壁により】^(新)日常生活または社会生活に制限を受けるもの

国民・事業主等

- 国民は、【個々の発達障害の特性】^(新)等に対する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するように努める。(国民の責務 4条)
- 事業主は、発達障害者の能力を正當に評価し、適切な雇用機会の確保、個々の発達障害者の特性に応じた雇用管理を行うことにより雇用の安定を図るよう努める。】^(新) (就労の支援 10条)
- 大学及び高等専門学校は、【個々の発達障害者の特性】^(新)に応じ、適切な教育上の配慮をする。(教育 8条)

※(新)は、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」による主な改正事項

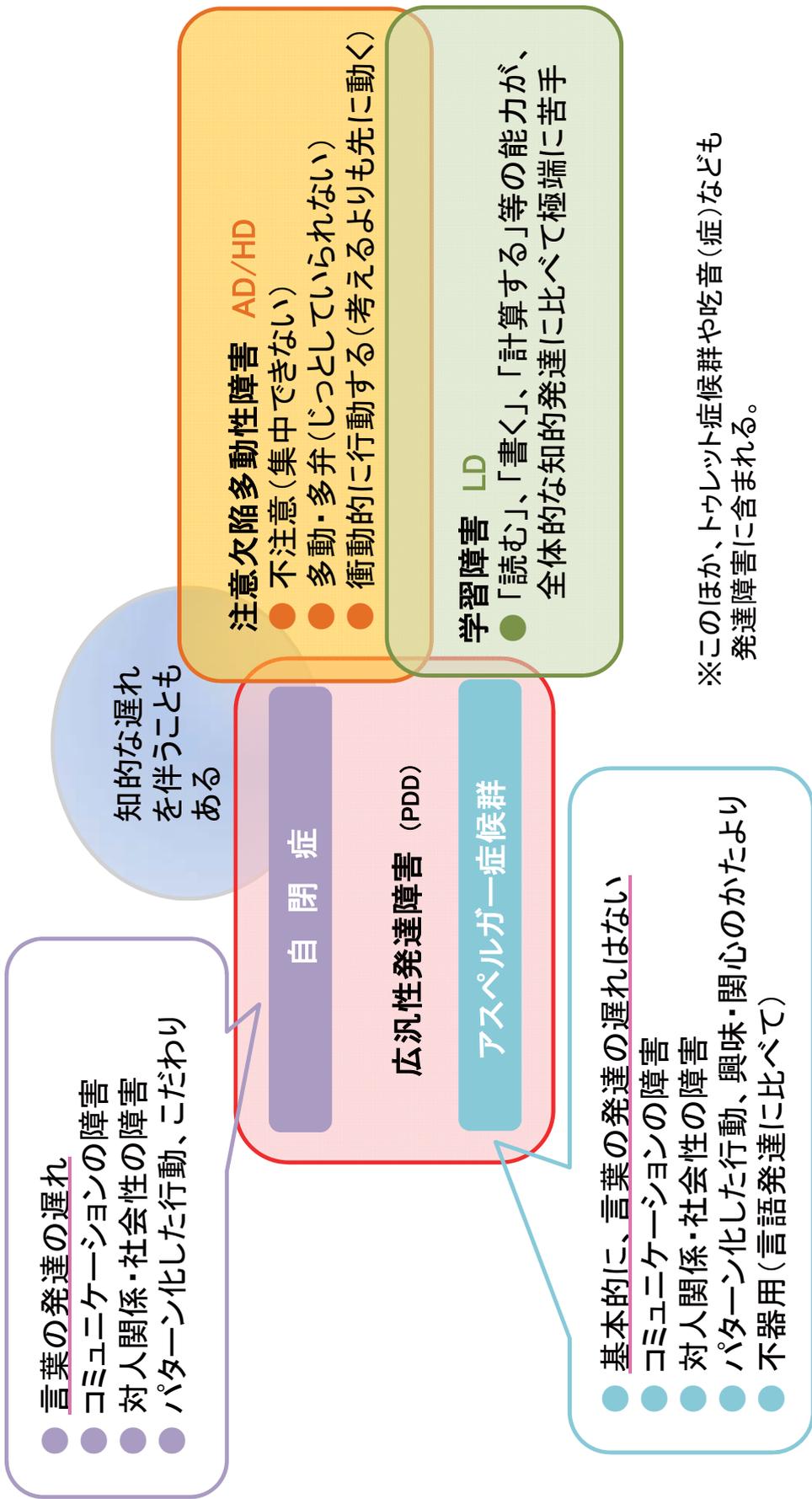
発達障害者支援法の改正内容の概要(2)

| 国及び地方公共団体 | | 改正の概要 | | | |
|----------------------|---|-------|-----|--|--|
| 関係条項 | 国 | 都道府県 | 市町村 | | |
| 真務(3条) | ○ | ○ | ○ | | |
| 児童の発達障害の早期発見等(5条) | ○ | ○ | ○ | | |
| 教育(8条) | ○ | ○ | ○ | | |
| 情報の共有の促進(9条の2) | ○ | ○ | ○ | | |
| 就労の支援(10条) | ○ | ○ | ○ | | |
| 地域での生活支援(11条) | ○ | ○ | ○ | | |
| 権利利益の擁護(12条) | ○ | ○ | ○ | | |
| 司法手続における配慮(12条の2) | ○ | ○ | ○ | | |
| 発達障害者の家族等への支援(13条) | ○ | ○ | ○ | | |
| 発達障害者支援センター等(14条) | ○ | ○ | ○ | | |
| 発達障害者支援地域協議会(19条の2) | ○ | ○ | ○ | | |
| 国民に対する普及及び啓発(21条) | ○ | ○ | ○ | | |
| 専門的知識を有する人材の確保等(23条) | ○ | ○ | ○ | | |
| 調査研究(24条) | ○ | ○ | ○ | | |

※(新)は、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」による主な改正事項

発達障害者の支援について

代表的な発達障害



(参考) 発達障害に関連して使われることのある用語

- ・強度行動障害: 激しい自傷や他害などがあり、特別な支援が必要な状態。
- ・高機能: 知的な遅れを伴わないこと。
- ・自閉症スペクトラム障害(ASD): 広汎性発達障害 (PDD) とほぼ同義。
- ・発達凸凹 (でこぼこ): 発達の状態や能力に差異はあるが社会的不適応を示していないケースについて、「障害」や「発達障害」という言葉を使わず、表現するもの。

発達障害者の人数等

I 患者調査

診断やカウンセリング等を受けるために医療機関を受診した発達障害者数

平成14年度:3.5万人

平成17年度:5.3万人

平成20年度:8.8万人

平成23年度:11.2万人

平成26年度:19.5万人



II 障害福祉サービス等報酬改定検証調査(平成27年9月末時点の事業所調査)

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設の発達障害児の利用割合

児童発達支援:46.8%

放課後等デイサービス:53.5%

障害児入所施設:10.9%

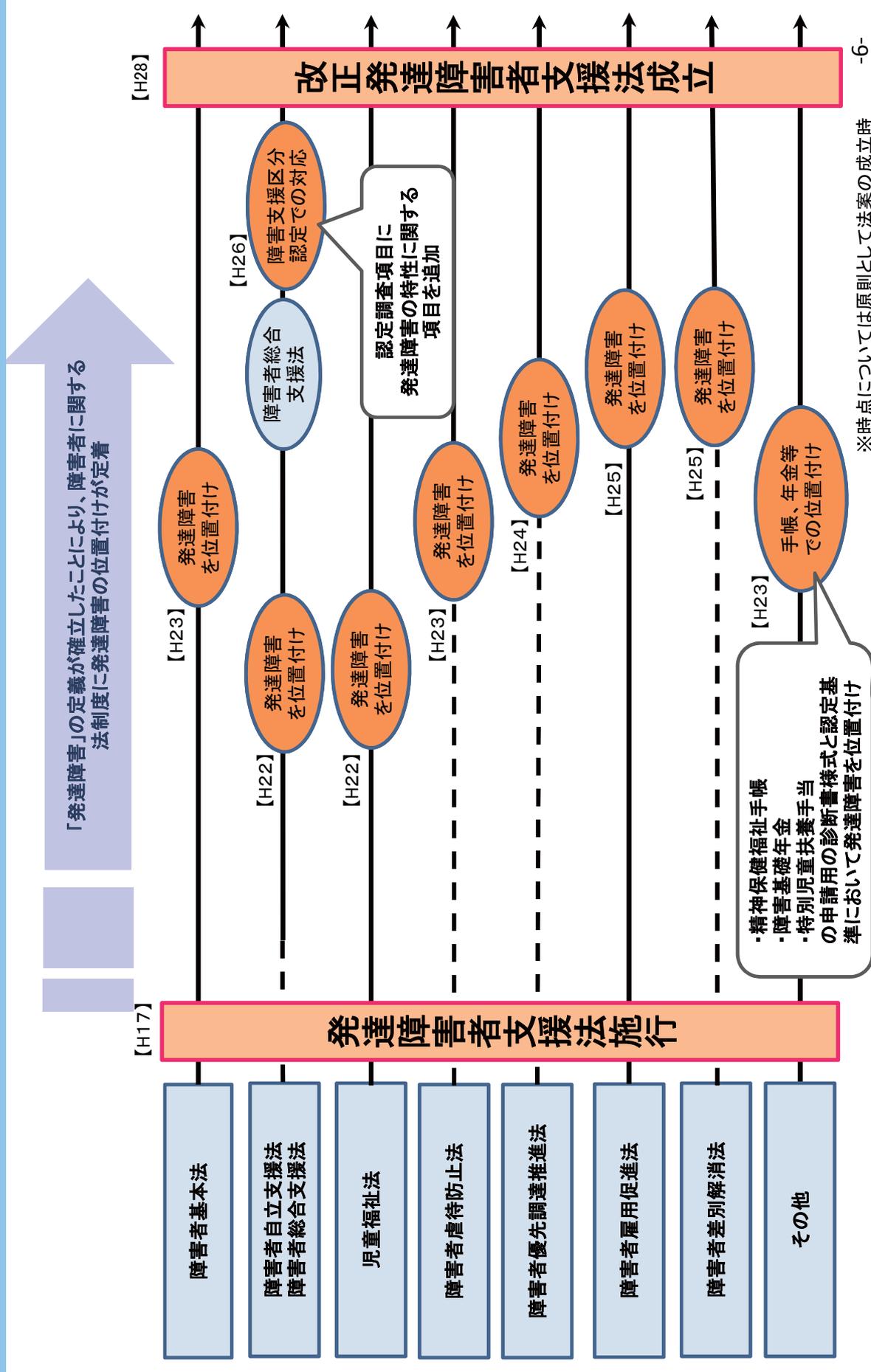
(参考) 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査(平成24年度文部科学省調査)

小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒の割合

平成24年度:6.5%(推定値)

※担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意。

法制度における発達障害の位置付け



発達障害者支援法の全体像

I これまでの主な経緯

昭和55年 知的障害児施設の種類として新たに医療型自閉症児施設及び福祉型自閉症児施設を位置づけ
 平成5年 強度行動障害者特別処遇事業の創設(実施主体:都道府県等)
 平成14年 発達障害者支援センター運営事業の開始(広汎性発達障害者を対象とした地域支援の拠点の整備の推進)
 平成16年12月 自閉症・発達障害者支援法の成立 → 平成17年4月 施行
 平成22年12月 超党派の議員立法により発達障害者支援法が成立
 平成28年5月 超党派の議員立法により「発達障害者自立支援法、児童福祉法において明確化
 平成28年5月 超党派の議員立法により「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が成立

II 主な趣旨

- 発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備 等

III 概要

定義：発達障害＝自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害

就学前（乳幼児期）

- 乳幼児健診等による早期発見
- 早期の発達支援

就学中（学童期等）

- 就学時健康診断における発見
- 適切な教育的支援・支援体制の整備
- 放課後児童健全育成事業の利用
- 専門的発達支援

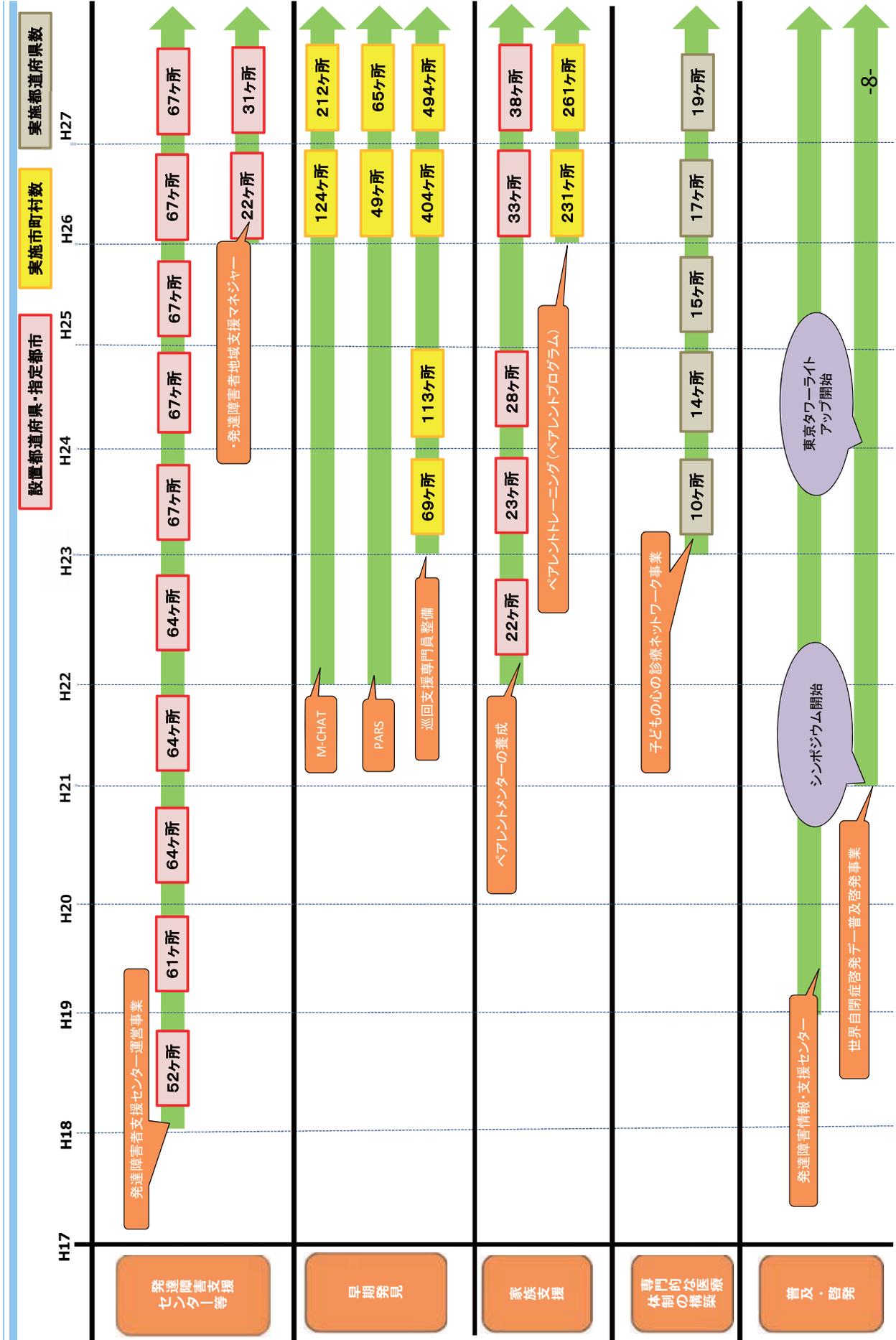
就学後（青壮年期）

- 発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- 地域での生活支援
- 発達障害者の権利擁護

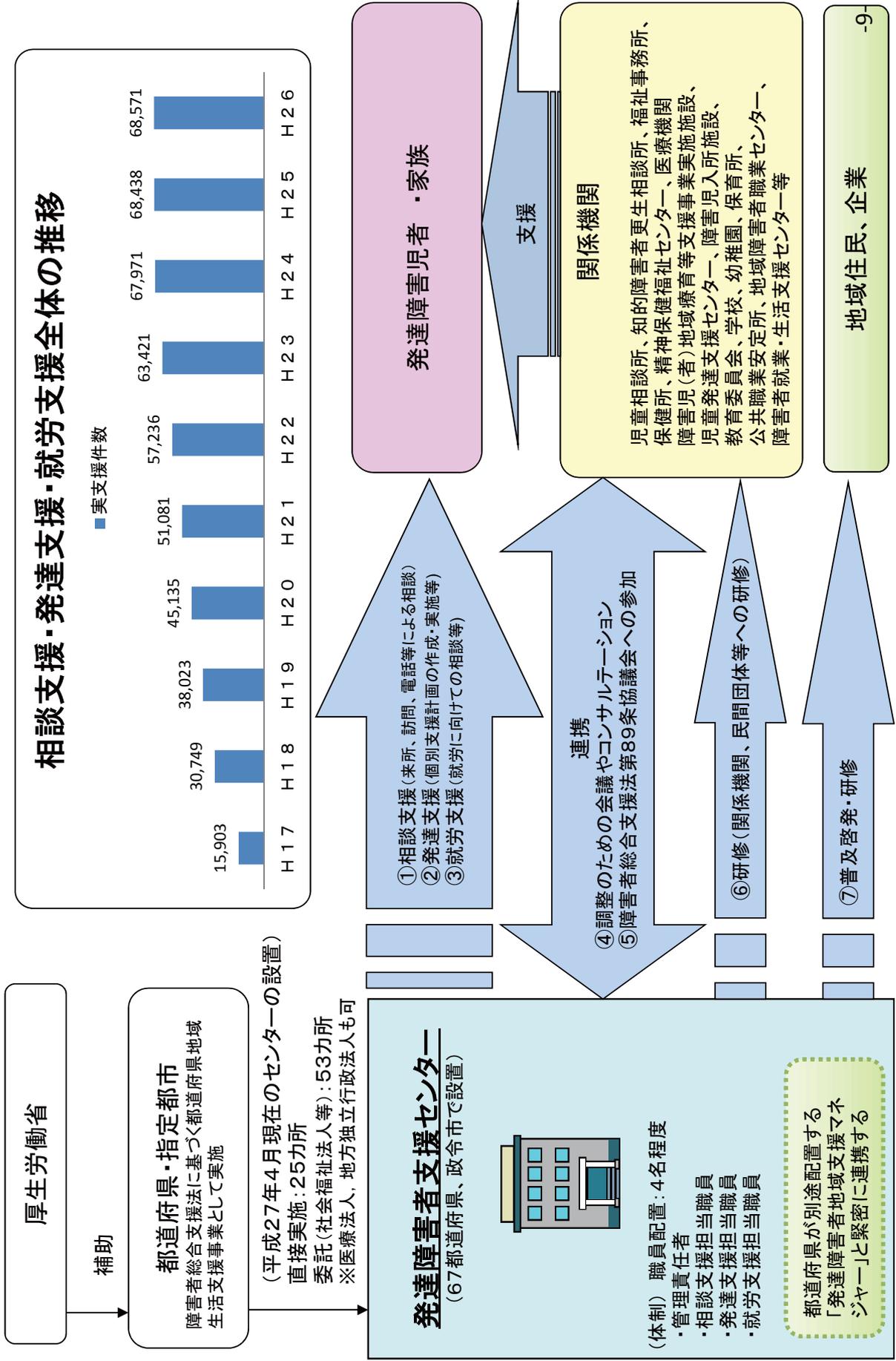
【都道府県】 発達障害者支援センター（相談支援・情報提供・研修等）、専門的な医療機関の確保 等

【国】 専門的知識を有する人材確保（研修等）、調査研究 等

発達障害者支援施策の進捗状況



発達障害者支援センターの概要



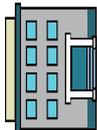
発達障害者支援センターの地域支援機能の強化(平成26年度～)

発達障害については、支援のためのノウハウが十分普及していないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっている。このため、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制の整備を推進。

発達障害者支援センター

- 相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- 発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- 就労支援(発達障害児(者)への就労相談)
- その他研修、普及啓発、機関支援

職員配置: 4名程度



【課題】

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

都道府県等 発達障害者支援体制整備(地域生活支援事業)

- 発達障害者支援地域協議会 ● 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進 ● ペアレントメンター(コーディネーター)

地域支援機能の強化へ



地域を支援するマネジメントチーム

発達障害者地域支援マネージャーが中心: 6名程度

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

市町村

全年代を対象とした支援体制の構築

(求められる市町村の取組)

- ① アセスメントツールの導入
- ② 個別支援ファイルの活用・普及

体制整備支援(2名)



事業所等

困難事例の対応能力の向上

(求められる事業所等の取組)
対応困難ケースを含めた支援を的確に実施

困難ケース支援(2名)



医療機関

身近な地域で発達障害に関する

適切な医療の提供

(求められる医療機関の取組)

- ① 専門的な診断評価
- ② 行動障害等の入院治療

医療機関との連携(2名)



～都道府県の発達障害者の支援体制整備～（大阪府の取組）

○大阪府では、発達障害児者支援に関連する様々な分野と連携し、年代を包括した体制整備を計画的に推進。その進捗を管理している。

【大阪府の概要】

| | |
|---|---------------------------------------|
| 人口（平成28年5月時点） 大阪府 内 大阪市 内 堺市 | 883.9万人 * 270.2万人 * 83.8万人 |
| 自治体数 | 33市9町1村 |
| 発達障害者数（平成26年3月時点） ・全年代の広汎性発達障害者数（人口の1～2%） ・公立小中学校における発達障害の児童生徒数（6.5%） ・府立高校の発達障害により配慮を必要とする生徒数 | 推計8.9～17.7万人 推計4.5万人 把握実数551人 |
| 発達障害者支援センター ・大阪府発達障害者支援センター アクトおおさか（委託） ・大阪市発達障害者支援センター エルムおおさ（委託） ・堺市発達障害者支援センター（委託） | 職員：常勤5、非常勤2 職員：常勤10、非常勤1 職員：常勤6 |

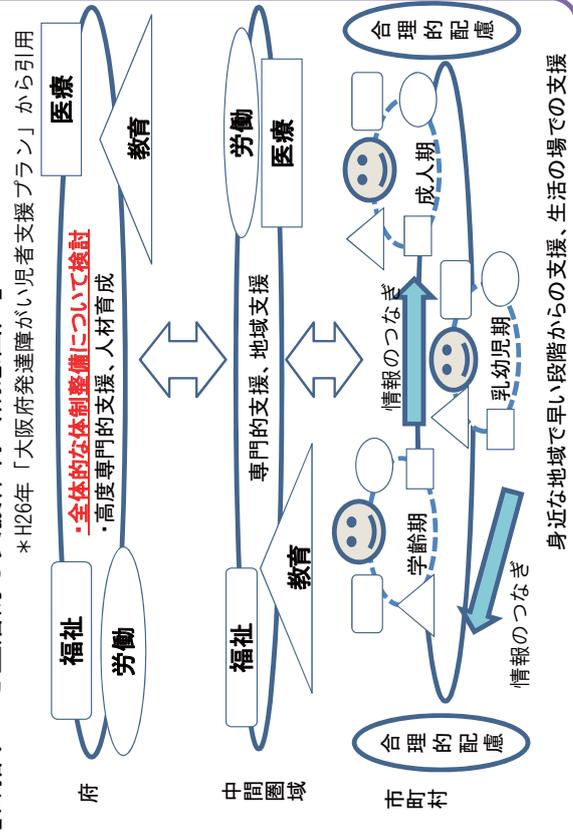
【大阪府（大阪市、堺市を除く）の体制整備に関する経過】

- 平成18年、発達障害者支援体制整備検討委員会を設置
- ・平成24年3月、「第4次大阪府障がい者計画」
→発達障がい児者支援が“支援の谷間”にあることを指摘
- 平成24年12月、障がい者自立支援協議会の部会として、発達障がい児者支援体制整備検討部会を設置
- ・平成25年3月に「大阪府発達障がい児者支援体制整備検討報告書」
→対応の“長期的な方向性”を提示
- ・平成26年3月に「大阪府発達障がい児者支援プラン」
→9つの課題への“具体的施策”、平成25～29年までの“実施スケジュール”を計画
- ・平成27年9月に「発達障がい児者総合支援事業の進捗状況と評価」
→9つの課題ごとに、平成26年度までの進捗状況や成果、今後の展開を確認

【発達障がい児者総合支援事業の具体的取組】 ※平成27年9月時点

- 1 早期発見から早期発達支援へ
 - 市町村乳幼児健診問診票改訂、●乳幼児健診におけるゲイズファイnderのモデル活用、●保健師・保育士・幼稚園教諭研修
 - 医療機関の確保等
- 2 専門医師養成研修の実施
- 3 発達支援体制の充実
 - 府発達障がい児療育拠点の地域支援機能の強化
 - 学齢期の支援の充実
 - 通常の学級等における発達障がい等支援事業、●通級教室の充実・活用
 - 高校生活支援カードの実施、●高等学校における発達障がい等支援事業
- 5 成人期の支援の充実
 - 発達障がい者気づき支援事業、●発達障がい者支援コーディネーター派遣事業
 - 発達障がい者雇用支援事業、●成長産業企業活用人材育成事業、●雇用・職場定着への支援、●発達障がい者対象の職業訓練
- 6 家族に対する支援
 - ペアレント・トレーニング等の実施、●ペアレント・メンター事業の推進、●福祉と教育の連携による家族支援の推進
- 7 相談支援の充実
 - アクトおおさかにおける専門的な相談支援と相談支援事業所への機関支援等
- 8 支援の引き継ぎのための取り組み
 - 「発達障がいのある方のための支援の引継ぎに関する手引」の策定
- 9 府民の発達障がいの理解のための取り組み
 - 発達障がい啓発週間の取組、●リーフレット関係

【目指すべき重層的な支援体制（概念図）】



発達障害者支援地域協議会(イメージ)

○発達障害者支援地域協議会の構成(都道府県、指定都市に設置)(発達障害者支援法19条の2第1項)

都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができる。

○発達障害者支援地域協議会の機能(発達障害者支援法19条の2第2項)

前項の発達障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

都道府県・指定都市

相談、コンサルテーションの実施

- 発達障害者支援センター
 - ・発達障害者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行う。(直接支援)
 - ・関係機関との連携強化や各種研修の実施により、発達障害者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進(間接支援)

- 発達障害者地域支援マネージャー
 - ・市町村・事業所等支援、医療機関との連携及び困難ケースへの対応等により地域支援の機能強化を推進
- ※原則として、発達障害者支援センターに配置

発達障害者支援地域協議会

- 1) 自治体内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握。市町村又は障害福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証
 - 2) センターの拡充やマネージャーの配置、その役割の見直し等を検討
 - 3) 家族支援やアセスメントツールの普及を計画
- ※年2～3回程度開催

連携

研修会等の実施

- 家族支援のための人材育成(家族の対応力向上)
 - ・ペアレントトレーニング
 - ・ペアレントプログラム(当事者による助言)
 - ・ペアレントメンター 等
- 当事者の適応力向上のための人材育成
 - ・ソーシャルスキルトレーニング 等
- アセスメントツールの導入促進
 - ・M-CHAT、PARS 等

派遣・サポート

連携

展開・普及

市町村

- 1) 住民にわかりやすい窓口の設置や連絡先の周知
- 2) 関係部署との連携体制の構築(例：個別支援ファイルの活用・普及)



- 3) 早期発見、早期支援等(ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンター、ソーシャルスキルトレーニング)の推進
 - ・人材確保/人材養成
 - ・専門的な機関との連携
 - ・保健センター等でアセスメントツールを活用

発達障害に対しては、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応し、地域において教育・福祉・医療・就労などの関係機関が相互に連携し、生涯一貫した支援を行う必要があります。

茨城県では、発達障害者支援に係る現状と課題の認識共有及び支援体制のあり方や整備・充実の方向性について、関係機関や県民の共通理解を促進することを目的として「茨城県発達障害者支援指針」が作成されています。

茨城県発達障害者支援指針（骨子） R2～R5

発達障害者支援法の改正（H28）

- 発達障害者の支援は、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等の相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならない。
- 都道府県等は、発達障害者支援センター等の業務を行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者等が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をする。

概要

第7次茨城県保健医療計画（H30～R6）

- 発達障害者の専門相談窓口を持つ市町村 <目標> 2023年度に32ヶ所

茨城県発達障害者支援指針（R2～R5）

- 発達障害者支援に係る現状と課題の認識共有及び支援・取組みの方針を定め、支援体制のあり方や整備・充実の方向性について、関係機関や国民の共通理解を促進することを目的とする。

→ 関係機関が連携して支援を行うことができるよう、各ライフステージごとに「支援テーマ」を定める。

第2期新しいばらき障害者プラン（H30～R5）

- 生涯にわたって適切な支援を受けられるよう、市町村を中心とした支援体制の充実を推進する。

乳幼児期

- <現状>
- 3歳児健診においては、受診者の約13%の乳幼児が精神面での所見を有している（平成30年度実績）。
- <課題>
- 地域による支援体制のバラつき、専門職の確保
 - 保護者が相談しやすい環境の整備
 - 保護者への対応など関係職員のスキル向上
 - 年齢、区域など制度上の谷間における支援の引継ぎ
 - 乳幼児期から学齢期への切れ目のない支援

現状と課題

ライフステージを通じた課題

- 市町村を始めとした身近な地域における発達障害者の支援体制の整備
- 発達障害についての誤った理解

学童期・青年期

- <現状>
- 特別支援学級は増加傾向にあり、小中学校併せて約1万人の児童生徒が利用している（令和元年5月現在）。
- <課題>
- 指導担当教員のさらなる専門性向上
 - 教育と他機関（医療・福祉・保健等）との連携
 - 成人期への切れ目のない支援、移行支援を行うために個別の教育支援計画の効果的な活用
 - 配慮が必要な生徒の卒後の見据えた支援、引継ぎ

成人期

- <現状>
- 「自分が発達障害かどうか知りたい」「居場所のようなものはないか」「発達障害を診られる病院を紹介して欲しい」など相談内容が多岐に渡る。
- <課題>
- 居場所の確保、就職に至る前段階での支援
 - 企業の発達障害者の雇用に対する理解促進
 - 自らに適した就労支援機関の選定
 - 各機関同士の情報交換及び連携の強化

乳幼児期

- 家族への支援
- 区域、地域、年齢による断絶が起きないような仕組みづくり
 - ペアレントメンターの活用、ペアレントプログラム等の普及啓発など家庭支援策の充実
- 支援者への支援
- 市町村への情報提供・技術的サポートの実施
 - 園、事業所等の職員への支援・研修
 - 支援者が孤立しないための仕組みづくり
- 学齢期への移行支援
- 学齢期の各関係機関との連携強化
 - 学齢期へ切れ目のない移行支援ができるような仕組みづくり

支援・取組みの方針

ライフステージを通じた課題への取組み

- 専門的な対応が必要とされる場合のコンサルテーションや各種研修会を通じた市町村職員、事業所職員等の対応力向上
- 発達障害の正しい理解のための普及啓発

支援テーマ「家庭支援の充実」

- 本人への支援
- 生活上の困難改善のための対応や訓練
 - 心のケア、メンタルヘルス対策の実施
- 家族への支援
- 家庭や学校と医療・行政・福祉・保健等が連携して支援できる仕組みづくり
- 支援者への支援
- 本人の特性を理解し、合理的配慮を実施できる支援体制の構築、教員等に対する研修
 - 個別支援計画、個別の教育支援計画を軸とした支援体制の構築
- 成人期の移行支援
- 成人期の各関係機関との連携強化
 - 個別支援計画、個別の支援計画を活用したより良い移行支援の仕組みづくり

学童期・青年期

- 本人への支援
- 生活上の困難改善のための対応や訓練
 - 心のケア、メンタルヘルス対策の実施
- 家族への支援
- 家庭や学校と医療・行政・福祉・保健等が連携して支援できる仕組みづくり
- 支援者への支援
- 本人の特性を理解し、合理的配慮を実施できる支援体制の構築、教員等に対する研修
 - 個別支援計画、個別の教育支援計画を軸とした支援体制の構築
- 成人期の移行支援
- 成人期の各関係機関との連携強化
 - 個別支援計画、個別の支援計画を活用したより良い移行支援の仕組みづくり

成人期

- 本人への支援
- ハローワーク等との連携による就労支援
 - 居場所の確保及びひきこもり等様々な問題に対応できる相談支援体制の整備
- 家族への支援
- 就労支援機関の情報の整理及び就労支援窓口へのアクセスしやすい仕組みづくり
- 支援者への支援
- 就労支援や居場所の確保等に向けた各関係機関との連携及び研修・啓発
 - 各関係機関との連携強化
 - 発達障害者への支援内容について、関係機関同士が情報共有できる仕組みづくり

日立市では、令和元年7月1日より日立市役所障害福祉課内に、障害のある方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、各種相談や情報提供などの支援を総合的に行う「障害者基幹相談支援センター」が設置されました。

社会福祉士、精神保健福祉士等の専門の資格を持った相談員（障害者支援専門員）が、障害のある方やそのご家族、地域の相談支援機関等からの相談に、障害の種別、障害者手帳の有無等にかかわらず幅広く応じます。

ひたちししょうがいしゃきかんそうだんしえんせんたー 日立市障害者基幹相談支援センター

○障害者基幹相談支援センターとは？

障害のある方が、住みなれた地域で、自分らしく安心して暮らせるよう、各種相談や情報提供などの支援を総合的に行う機関です。

障害のある方やそのご家族、地域の相談支援機関等からの様々な相談に応じます。社会福祉士、精神保健福祉士等の専門の資格を持った相談員（障害者支援専門員）が、障害の種別等にかかわらず、幅広く相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

☎ 050-5528-5135

FAX 0294-22-3011 E-mail shogai@city.hitachi.lg.jp



障害者手帳の有無に関係なく、どんなことでも、お気軽にご相談ください。

【開所時間：月曜日～金曜日】

午前8時30分～午後5時15分

（土日、祝祭日、年末年始を除く）

【場所】

〒317-8601

日立市助川町1丁目1番1号

（日立市役所障害福祉課内）



公益社団法人茨城県地方自治研究センター役員・研究員体制

| | | | | |
|------|------------|-----|------|---|
| 理事長 | 鈴木博久（代表理事） | 監事 | 堀江 | 優 |
| 副理事長 | 堀良通 | 監事 | 菅谷 | 毅 |
| 副理事長 | 飯田正美 | 研究員 | 岡野孝男 | |
| 専務理事 | 千歳益彦 | 研究員 | 大高みよ | |
| 理事 | 佐川泰弘 | 研究員 | 有賀絵理 | |
| 理事 | 菊池正則 | 研究員 | 本田佳行 | |
| 理事 | 石松俊雄 | 研究員 | 横田能洋 | |
| 理事 | 今井路江 | | | |
| 理事 | 清水瑞祥 | | | |

2021年5月31日に公益社団法人茨城県地方自治研究センターの定期総会を開催し、役員・研究員体制が新しくなりました。

自治権いばらき

No.141 2021年7月15日発行

| | |
|--------|--|
| 発行所 | 公益社団法人 茨城県地方自治研究センター 水戸市桜川2-3-30 自治労会館内 TEL 029-224-0206 |
| 編集・発行人 | 鈴木博久 |
| 印刷 | コトブキ印刷株式会社 水戸市千波町2398-1 TEL 029-241-1000 |